

## 大阪市市民活動のためのクリック募金実施要綱

制 定 平成 21 年 10 月 30 日  
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第2条の目的に賛同し、大阪市市民活動総合ポータルサイト内の「大阪市市民活動のためのクリック募金」ページにバナーを掲載する企業等(以下「協賛企業等」という。)が大阪市区政府推進基金(以下「基金」という。)に寄附を行う仕組みに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 クリック募金は、行政だけでなく、市民、市民活動団体、企業がともに市民活動を支えるものとして実施する事業への寄附を広く受入れ、寄附を通じた市民、企業等の社会参加、社会貢献活動を支援、促進し、基金を活用した市民活動の推進を図る事業の継続的な実施と拡充を図るため実施する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クリック募金 大阪市が大阪市市民活動総合ポータルサイト内に掲載する、協賛企業等のバナーをインターネットユーザーがクリックした回数に応じて、インターネットユーザーに代わって協賛企業等が大阪市へ寄附を行う仕組み
- (2) バナー 大阪市市民活動総合ポータルサイト内のクリック募金ページに掲載する協賛企業等の名称やロゴのバナー
- (3) 協賛企業等情報ページ バナーをクリックするとリンクする協賛企業等の社会貢献活動等の情報を掲載するページ

### (バナー及び協賛企業等情報ページの製作等)

第4条 バナー及び協賛企業等情報ページへの掲載情報(以下「バナー等」という。)の製作及びその費用は、協賛企業等が製作し負担する。

- 2 協賛企業等情報ページは、協賛企業等の掲載バナーをクリックする方法により閲覧する。

### (バナーの掲載位置等)

第5条 バナーを掲載する位置及び件数は、大阪市が別に定める。

- 2 バナーの規格は、縦 75 ピクセル×横 140 ピクセルとする。

(バナー等の掲載期間)

第6条 大阪市は、期限を定めてバナーを掲載するものとする。

2 バナーの掲載期間は、1月を単位として定める。この場合の1月は暦の月の初日から末日までの期間とする。ただし、初回申込みにあたっての掲載始期並びに第14条のバナー掲載の取りやめ及び第15条の協定の解除に伴う掲載終期は、大阪市と協賛企業等双方で協議し定める。

(バナー等の掲載内容)

第7条 バナー等の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとし、具体的な掲載内容等に関しては、別表の各項目について検討し、判断することとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 大阪市が、推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (7) 公衆に不快の念を与えるもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や企業等を広告するもの
- (9) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 比較広告、懸賞広告、クーポン付き広告及びギャンブルに類するもの
- (12) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (13) 閲覧者に錯誤若しくは不安を与えるもの又はそれらのおそれのあるもの
- (14) クリック募金の円滑な運営に支障をきたすもの
- (15) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるもの
- (16) その他大阪市が適当でないと認めるもの

(クリック募金の申込み)

第8条 クリック募金への協賛を希望する企業等は、大阪市市民活動のためのクリック募金申込書（様式第1号）により申し込むものとする。

(協賛企業等の選定・非選定)

第9条 大阪市は、前条の規定による申込みがあった場合は、次項に基づき審査し、大阪市市民活動のためのクリック募金に関する協定書（様式第5号）の相手方として選定する。

2 協賛企業等は、次の各号のいずれにも該当しない事業者（法人又は個人をいう。）とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
  - (2) 消費者金融
  - (3) 商品先物取引に関するもの
  - (4) たばこの製造又は販売業（電子たばこ含む）
  - (5) ギャンブルに関する業種
  - (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
  - (7) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入を行う業種。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟しているもの及び「通信販売協会」には加盟していないが、主たる業態が常設店舗で販売を行う事業者で、大阪市が妥当と判断するものを除く。
  - (8) 探偵事務所等の調査会社
  - (9) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ
  - (10) 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業
  - (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更正手続中の事業者
  - (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
  - (13) 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
  - (14) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体又は特殊結社団体、又はこれらに関連する事業者
  - (15) 公共機関又は行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている事業者
  - (16) 市税を滞納している事業者
  - (17) その他大阪市が協賛企業等として適当でないと認めるもの
- 3 大阪市は、協賛企業等としての選定又は非選定の結果を、大阪市市民活動のためのクリック募金選定通知書（様式第 2 号）又は大阪市市民活動のためのクリック募金非選定通知書（様式第 3 号）により当該企業等に通知する。
- 4 大阪市は、協賛企業等が本条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明したときは、直ちに第 1 項の選定を取り消すことができる。
- 5 大阪市は、前項の規定により協賛企業等の選定を取り消したときは、大阪市市民活動のためのクリック募金選定取消通知書（様式第 4 号）により当該企業等に通知する。

(協定書の締結)

第 10 条 前条により選定された協賛企業等は、大阪市とクリック募金に関し、大阪市市民活動のためのクリック募金に関する協定書(様式第 5 号、以下「協定書」という。)を締結するものとする。

(寄附金額)

第 11 条 協賛企業等が納付する寄附金額は、月ごとに、インターネットユーザーが当該協賛企業等のバナーをクリックした回数に 3 円を乗じた額(その額が 9,000 円を超える月にあっては、9,000 円)とする。

(寄附金の納付方法等)

第 12 条 協賛企業等は、年度ごとに、前条の規定により算定した当該年度における寄附金額(「当該年度寄附金額」という。以下本条において同じ)を、大阪市に納付するものとする。

- 2 大阪市は、当該年度寄附金額を、当該年度の翌年度の 5 月末日までに、協賛企業等に書面で通知するものとする。
- 3 協賛企業等は、前項の通知に基づき、当該年度寄附金額に係る寄附申込書(大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱第 4 条第 2 項の市民活動支援型事業寄附申込書をいう。以下同じ。)を、当該年度の翌年度の 6 月末日までに、大阪市に提出するものとする。
- 4 大阪市は、前項の規定により提出された寄附申込書を受領した日から 1 月以内に、当該年度寄附金額に係る納付書を協賛企業等に発送するものとする。
- 5 協賛企業等は、当該年度寄附金額を、前項に規定する納付書により、当該年度の翌年度の 3 月末日(当日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)までに、納付するものとする。
- 6 当該年度の途中で本協定が解除された場合に、協賛企業等が前 5 項の規定による納付の方法によらずに当該年度寄附金額を納付するときは、当該年度寄附金額に係る納付の方法について、解除後速やかに大阪市と協議し決定するものとする。
- 7 協賛企業等は、いかなる理由でも、納付された寄附金の返還を請求することができない。

(バナー等の製作及び提出)

第 13 条 協賛企業等はバナー等を製作の上、大阪市が指定する日までに提出するものとする。提出方法については、大阪市が別に定める。

- 2 大阪市は、前項の規定により提出されたバナー等の内容が、第 7 条各号の規定に違反している場合は、協賛企業等に対して修正を求めることができる。協賛企業等が修正に応じない場合は、掲載を取りやめることができる。

(バナー掲載の取りやめ)

第 14 条 大阪市は、次のいずれかに該当するときは、直ちにバナーの掲載を取りやめ

ることができる。

- (1) 前条第1項の規定により指定した日までにバナー等が提出されないとき
  - (2) 第12条第3項に規定する日までに寄附申込書が提出されないとき
  - (3) 第12条第5項に規定する日までに当該年度寄附金額が納入されないとき
  - (4) バナー等の内容が第7条各号に反すること又は虚偽であることが判明したとき
  - (5) 協賛企業等が第9条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は該当していたことが判明したとき
- 2 大阪市は、前項の規定によりバナーの掲載を取りやめたときは、協賛企業等に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 第1項に規定するバナー掲載の取りやめを行った場合において、第1項の規定により大阪市がバナー掲載の取りやめを行った協賛企業等が同項第1号から第4号までに掲げるものに該当しなくなった旨を大阪市に報告し、大阪市が、当該協賛企業等が同項各号に掲げるものに該当していないことを確認したときは、バナーの掲載を再開することができる。

(協定の解除)

第15条 大阪市及び協賛企業等のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、双方協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

2 協賛企業等は、前項の規定により通知するときは、大阪市市民活動のためのクリック募金協定解除申出書（様式第6号）により、大阪市に申し出なければならない。

(裁判管轄)

第16条 この要綱に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第17条 クリック募金の実施は、この要綱に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令等の定めるところに従い適正に行われなければならない。

2 大阪市は、定期保守及び更新並びに緊急の場合や火災、停電及び天災等の不可抗力により運営が困難な場合など、クリック募金の一部若しくは全部を一時中断又は停止することができる。

## 附 則

この要綱は、平成21年10月30日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

- 1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により協賛企業等と締結している協定書については、改正後の協定書を締結したものとみなす。

## 附 則

- 1 この改正規定は、平成 29 年 9 月 21 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により協賛企業等と締結している協定書については、改正後の協定書を締結したものとみなす。

## 附 則

- 1 この改正規定は、平成 29 年 11 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により協賛企業等と締結している協定書については、改正後の協定書を締結したものとみなす。

## 附 則

- 1 この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により協賛企業等と締結している協定書については、改正後の協定書を締結したものとみなす。

## 附 則

この改正規定は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

## 附 則

- 1 この改正規定は、令和 4 年 9 月 12 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により協賛企業等と締結している協定書については、改正後の協定書を締結したものとみなす。

#### 附 則

- 1 この改正規定は、令和5年1月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により協賛企業等と締結している協定書については、改正後の協定書を締結したものとみなす。

#### 附 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により協賛企業等と締結している協定書については、改正後の協定書を締結したものとみなす。

## 別表 第7条関係

### 1 人材募集

人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。

人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

### 2 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：一か月で確実にマスターできる 等

### 3 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。

### 4 外国大学の日本校

下記の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

### 5 資格講座

(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

### 6 病院、診療所、助産所

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切掲載できない。

(2) 厚生労働省が定める「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針」（医療広告ガイドライン）、「医療広告ガイドラインに関するQ&A」の内容に従うこと。

(3) 協賛企業等は、上記(1)(2)を遵守の上、大阪市保健所に掲載する内容が法令等関係規定を遵守していることの確認をとること。

## 7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告で  
きる事項以外は、一切掲載できない。
- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は掲載できない。
- (3) 法定の施術所以外の医業類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エ  
ステティック等）の内容は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。
- (4) 協賛企業等は、上記(1)～(3)を遵守の上、大阪市保健所に掲載する内容が法令等関  
係規定を遵守していることの確認をとること。

## 8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器（健康器具、コンタクトレンズ 等）

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年  
法律第 145 号）第 66 条から第 68 条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の  
規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。
- (2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。
- (3) 協賛企業等が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で掲載する内容につ  
いての了解を得ること。

## 9 食品

- (1) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 65 条、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233  
号）第 20 条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第 68 条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。
- (2) 協賛企業等が、業者所在地を所管する地方自治体の食品担当課及び薬務担当課で掲  
載する内容についての了解を得ること。

## 10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

- (1) サービス全般（老人保健施設を除く）
  - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、  
誤解を招く表現を用いないこと。
  - イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等  
に限る。
  - ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示は  
できない。

例：大阪市事業受託事業者 等

- (2) 有料老人ホーム
  - (1)に規定するものほか、
    - ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、

別添3 「有料老人ホームの類型」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

- イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
- ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

(3) 有料老人ホーム等の紹介業

- ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(4) 介護老人保健施設

介護保険法（平成9年法律第123号）第98条の規定により広告できる事項以外は掲載できない。

11 墓地等

都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

12 不動産事業

不動産事業者は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

13 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

14 旅行業

登録番号、所在地の内容を明記する。

15 古物商・リサイクルショップ等

一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など

16 結婚相談所・交際紹介業

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。
- (2) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得している等）。

17 募金等

- (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- (2) 下記の主旨を明確に表示すること。

「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

18 質屋・チケット等再販売業

- (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 〇〇～〇〇 15,000 円等

- (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

19 トランクルーム及び貸し収納業者

- (1) 「トランクルーム」と表示するには、倉庫業法（昭和 31 年法律 121 号）第 25 条の規定により認定を受けた優良トランクルームであることが必要。また、認定を受けている旨を表示すること。

- (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません。」等

20 通信販売業

- (1) 特定商取引法第 11 条及び第 12 条の規定に反しないこと。

- (2) 「通信販売協会」に加盟している者等とは、通信販売協会に加盟する者のほか、協会には加盟していないが、主たる業態が常設店舗で販売を行う事業者で、本市が妥当と判断するもの。

21 その他、表示について注意を要すること

- (1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の 30%引き」等

- (2) 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

- (3) 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

(様式第1号)

年 月 日

大阪市  
市民局長 様

## 大阪市市民活動のためのクリック募金申込書

「大阪市市民活動のためのクリック募金実施要綱」第8条に基づき、以下のとおり申しこみます。

協賛企業等名			
代表者の 役職・氏名			
住 所	〒		
担当者	(所属) (氏名)		
電 話		FAX	
ホームページ アドレス	※1		
メール アドレス	※2		
協賛企業等の 社会貢献活動 (概要)	※3		

※1…ホームページアドレスは、協賛企業等情報ページからのリンク先アドレスとします。

※2…メールアドレスは、クリック募金システムに関する連絡先アドレスとします。

※3…社会貢献活動(概要)は、別紙の添付を可とします。

### 確認事項

確認されましたら、□にチェックを入れて下さい。

次に掲げる要件を満たしています。

「大阪市市民活動のためのクリック募金実施要綱」第9条第2項第1号から第17号までのいずれにも該当しないこと

上記のほか、大阪市市民活動のためのクリック募金実施要綱を遵守します。

(様式第2号)

大市民第 号  
年 月 日 日

協賛企業名  
代表者氏名 様

大阪市  
市民局長

### 大阪市市民活動のためのクリック募金選定通知書

この度は、大阪市市民活動のためのクリック募金にお申し込みいただきありがとうございました。

年 月 日付けでお申し込みがありました大阪市市民活動のためのクリック募金について、選定しましたので大阪市市民活動のためのクリック募金実施要綱第9条第3項の規定により通知します。

(様式第3号)

大市民第 号  
年 月 日 日

協賛企業名  
代表者氏名 様

大阪市  
市民局長

### 大阪市市民活動のためのクリック募金非選定通知書

この度は、大阪市市民活動のためのクリック募金にお申し込みいただきありがとうございました。

年 月 日付けでお申し込みがありました大阪市市民活動のためのクリック募金については、次の理由により非選定となりましたので大阪市市民活動のためのクリック募金実施要綱第9条第3項の規定により通知します。

(非選定の理由)

(様式第4号)

大市民第 号  
年 月 日 日

協賛企業名  
代表者氏名 様

大阪市  
市民局長

### 大阪市市民活動のためのクリック募金選定取消通知書

年 月 日付けで選定しました大阪市市民活動のためのクリック募金については、次の理由により取り消しましたので大阪市市民活動のためのクリック募金実施要綱第9条第5項の規定により通知します。

(取り消しの理由)

## 大阪市市民活動のためのクリック募金に関する協定書

-----を甲とし大阪市を乙として、大阪市市民活動のためのクリック募金実施要綱（以下「クリック募金要綱」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （寄附）

第1条 甲は、クリック募金要綱第2条に定める目的に賛同し、クリック募金要綱の定めるところに従い、乙に寄附金を納付する。

### （寄附金額）

第2条 前条の規定により甲が納付する寄附金額は、月ごとに、大阪市市民活動総合ポータルサイト内に掲載する甲のバナーをインターネットユーザーがクリックした回数に3円を乗じた額（その額が9,000円を超える月にあっては、9,000円）とする。

### （寄附金の取扱い）

第3条 乙は、甲から納付された寄附金を大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）への寄附金として受け入れ、大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱第2条第2号に掲げる事業に活用するものとする。

### （寄附金の納付方法等）

第4条 甲は、年度ごとに、第2条の規定により算定した当該年度における寄附金額（「当該年度寄附金額」という。以下本条において同じ）を、乙に納付するものとする。

- 2 乙は、当該年度寄附金額を、当該年度の翌年度の5月末日までに、甲に書面で通知するものとする。
- 3 甲は、前項の通知に基づき、当該年度寄附金額に係る寄附申込書（大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱第4条第2項の市民活動支援型事業寄附申込書をいう。以下同じ。）を、当該年度の翌年度の6月末日までに、乙に提出するものとする。
- 4 乙は、前項の規定により提出された寄附申込書を受領した日から1月以内に、当該年度寄附金額に係る納付書を甲に発送するものとする。
- 5 甲は、当該年度寄附金額を、前項に規定する納付書により、当該年度の翌年度の3月末日（当日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）までに、納付するものとする。
- 6 当該年度の途中で本協定が解除された場合に、甲が前5項の規定による納付の方法によらずに当該年度寄附金額を納付するときは、当該年度寄附金額に係る納付の

方法について、解除後速やかに乙と協議し決定するものとする。

7 甲は、いかなる理由でも、納付された寄附金の返還を請求することができない。

(バナーの規格)

第5条 大阪市市民活動総合ポータルサイト内に掲載するバナーの規格は、縦75ピクセル×横140ピクセルとする。

(バナー等の変更)

第6条 甲は、乙とあらかじめ協議した上で、当該バナー等の内容を変更することができる。

(甲の責務)

第7条 甲は、バナー等の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 甲は、バナー等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、甲の責任及び負担において解決しなければならない。

(本協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、当該期間の満了の日の1月前までに甲又は乙の一方から書面による協定の解除の意思表示がない限り、当該期間の満了の日の翌日の属する年度の末日まで延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第9条 甲及び乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、双方協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

2 甲は、前項の規定により通知するときは、大阪市市民活動のためのクリック募金協定解除申出書（クリック募金要綱様式第6号）により大阪市に申し出なければならない。

(裁判管轄)

第10条 本協定に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第11条 甲及び乙は、クリック募金要綱及び本協定を厳守するものとし、疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

2 乙は、定期保守及び更新並びに緊急の場合や火災、停電及び天災等の不可抗力により運営が困難な場合など、クリック募金の一部若しくは全部を一時中断又は停止することができる。

この協定を証するため本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年　　月　　日

甲	所 在 地	
	名 称	
	代表者名	印

乙	所 在 地	大阪市北区中之島 1-3-20
	名 称	大阪市
	代表者名	契約担当者 市民局長
		印

(様式第6号)

年 月 日

大阪市  
市民局長 様

協賛企業名  
代表者氏名

大阪市市民活動のためのクリック募金協定解除申出書

大阪市市民活動のためのクリック募金について、協定の解除を行いたいため  
大阪市市民活動のためのクリック募金実施要綱第15条第2項の規定により申し  
出ます。

なお、バナー等の掲載期間は、同要綱第6条第2項の規定により大阪市と協議  
の上、定めます。